平成 28 年 7 月 5 日

(昇降機等検査員)

各 位

大阪府内建築行政連絡協議会

かごが住戸内のみを昇降する昇降機の定期検査報告の取扱いについて(通知)

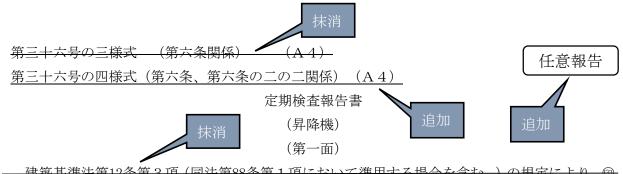
平成28年6月1日以降に建築基準法(以下「法」という。)第12条第3項の規定対象外となったホームエレベーター等の定期検査報告書が提出された場合の対応については次のとおり取扱いします。

- 1. 平成28年5月31日までに検査がされたもので、報告が平成28年6月1日以降となったものについては、法第12条第3項の定期検査報告書として受理します。
- 2. 検査日が平成28年6月1日以降となった定期検査報告書については、任意であることを報告者 又は検査者が承知していることを確認するために、報告書を別紙のとおり修正したものであ れば原則今年度限り受付します。

## 3. その他

- ホームエレベーター等かごが住戸内を昇降する昇降機の新規報告は受付しません。
- 確認した旨の通知書については個々に各特定行政庁へ確認してください。
- ・ 建築用途が個人住宅へ変更になった場合は除外申請書の提出を求め、別途必要な資料については個々に各特定行政庁へ確認してください。
- ・ 概要書については、従前同様に一緒に提出してください。

【問い合わせ先】 大阪府内建築行政連絡協議会 事務局 大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課 監察・指導グループ 担当 平山・高野 (TEL) 06-6210-9726



建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、 定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。



## 【1. 所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【口. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【二.住所】
- 【ホ. 電話番号】

[2.  $\sim 4$ . (略)]

## 近畿ブロック追記

報告済証については近畿ブロックにて追加・抹消し、発行します。



この証票は建築基準法第 12 条第 3 項の規定により昇降機等の定期検査を実施し特定行政庁に報告したことを証明するものである

抹消